

簿冊非公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年5月14日法律第42号)第5条第1項(個人に関する情報)に該当

○ 複写禁止

開拓團
義勇軍
撤城団体

未引揚者連名簿

(其の二)



防衛研究所図書印

2582

国立公文書館 アジア歴史資料センター

開拓団 義勇軍 撤城団体 Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>